

東京夢の島マリーナ

施設利用に関する規程

安全航行に関する規程

スバル興業株式会社

1. マリーナ施設の利用に関する規程

第1節 目的および定義

(目的)

第1条 この規程は、スバル興業株式会社（以下「当社」といいます。）が管理する東京夢の島マリーナの施設利用に関する事項を定め、マリーナ施設の円滑な管理・運営と契約者その他のマリーナ利用者の安全と利便を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、「東京夢の島マリーナ利用契約書」（以下「マリーナ利用契約」という。）における用語の定義と同一とします。

- (1) 「契約者」とは、当社とマリーナ利用契約を締結した者をいいます。
- (2) 「ビジター」とは、契約者以外でマリーナの係留施設や修理ヤード等の施設を使用する者をいいます。
- (3) 「共有者」とは、契約者を除く契約艇の共有持分を有する者をいいます。
- (4) 「登録業者」とは、船舶の整備・修理等を業として行う者のうち、当社へ業者として登録を申請し、当社が登録を承認した者をいいます。
- (5) 「利用者」とは、マリーナの施設を利用する全ての者をいいます。

第2節 マリーナ施設の利用

(営業時間および休業日)

第3条 マリーナフロントの営業時間および休業日は、次のとおりとします。

(1) 営業時間

ア 土日祝

1月～4月、10月～12月	午前9時から午後6時まで
7月、8月	午前8時から午後8時まで
5月、6月、9月	午前9時から午後8時まで

イ 平日

1月～6月、9月～12月	午前9時から午後6時まで
7月～8月	午前9時から午後7時まで

(2) 休業日

毎週火曜日（7.8月は無休とします。）。ただし、火曜日が国民の祝日にあたる時は、その翌日とします。

(マリーナの利用資格)

第4条 係留施設および修理ヤードへの立ち入りおよび利用は、第8条に定めるマリーナカードを有している者および

その同伴者に限るものとします。

- 2 当社は、暴力団もしくはこれに類する非合法的な団体、またはそれらの関係者のマリーナへの立ち入りを固くお断りしております。
- 3 マリーナ内において、次の各号に掲げる行為をするときは、書面により当社の承認を得るものとします。なお、第1号および第2号に掲げる行為について当社の承認を得たときは、当社が定める所定の料金を支払うものとします。
 - (1) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、マリーナ施設の一部を独占して使用する行為。
 - (2) 物品販売、業としての撮影その他の営利を目的とする行為。
 - (3) 非営利目的のための宣伝、募金その他これらに類する行為。
 - (4) 所定の場所以外の場所に車両または艇を留め置く行為。
- 4 当社は、マリーナ施設内において異常言動を行う者、利用者に著しく迷惑を及ぼす者に対しマリーナ施設から退去させることができるものとします。

(マリーナ施設の利用制限)

第5条 次の各号に掲げる場合において、当社は、利用者に対しマリーナ施設の利用を制限することができるものとします。

- (1) 契約者が利用料の支払いその他の当社に対する債務を怠っているとき。
- (2) 契約者、共有者またはクルーが、マリーナ利用契約および諸規程を遵守しなかったとき。
- (3) 当社または東京都その他の官公庁が主催または後援する行事等を実施するとき。
- (4) 当社または東京都が施設の保守・管理、工事を実施するとき。
- (5) 災害等の発生により関係行政機関がマリーナ施設を使用するとき。
- (6) 台風津波等の天災、その他不可抗力による施設の損傷等、当社が安全上必要と判断したとき。

- 2 当社は、前項によるマリーナ施設の利用制限中に、契約艇に棄損・汚損等の損害が生じても、一切の責任を負うものではありません。

(施設等の利用)

第6条 利用者は、係留施設、修理ヤード等の利用に際し、当社の定める利用料を支払うとともに、その利用に当たっては本規程を遵守し、当社の指示に従うものとします。

- 2 係留施設の利用については、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 利用者は、当社の指定した区画に係留することとします。
 - (2) 係留施設への入場は、マリーナカードでフロント棟にある受付機にて入場手続きを行い、棧橋ゲート付近にあるカードアンテナにて解錠し入場するものとします。
 - (3) ビジターは、マリーナ施設を利用する際は、係留後直ちにマリーナフロントにて受付を行い、利用料を支払

うこととします。

- (4) ビジターバースの利用は、原則として7日間以内とし、8日間を超えての利用を希望する場合には、予め当社の承認を得たうえで、事前に利用料を支払うものとします。
- (5) ビジターが、火曜日等マリーナフロントの営業時間外にマリーナ施設を利用する際は、予め当社の許可を得て利用することとします。
- (6) 係留施設の利用については、契約者・共有者・クルー・登録業者に限り、24時間利用できるものとします。
- (7) 利用者は、給水、給電設備は専用せず、常に節電、節水に努め、同時に2個以上の使用をしないこととします。なお、給電用コード、給水用ホースおよび工具類は、使用者が用意することとします。
- (8) 利用者は、係留施設の利用の際、他の契約艇に迷惑がかからないよう利用することとします。
- (9) 利用者は、係留施設の利用の際、形状を変更するような使用をしないこととします。
- (10) 利用者は、栈橋上にやむを得ず物品を一時的に置く場合は、速やかに片付けることとします。
- (11) 契約者は、サービス栈橋を利用することができます。ただし、乗船・下船のための一時的な利用に限ります。なお、艇の不具合等やむを得ない事由がある場合には、予め当社の承認を得ることとします。

3 上下架施設および修理ヤードの利用については、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、上下架施設および修理ヤードの利用については、サービスフロントに申込みすることとします。
- (2) 上下架施設および修理ヤードの利用は、原則として利用者の申込み順とし、申し込みは利用する1ヶ月前から受け付けるものとします。ただし、契約艇以外の艇が利用する場合については、その申込み受付は、原則として2週間前からとしますが、繁忙期については申込受付を制限する場合があります。
- (3) 修理ヤードの入場には、マリーナカードでフロント棟にある受付機にて入場手続きを行い、修理ヤード入口にあるカードアンテナにて解錠し入場するものとします。
- (4) 利用者は、上下架装置、車両、機材等を操作または使用してはいけません。
- (5) 利用者は、艇の上下架作業中は、当社の指示する立入禁止区域に入ってはいけません。
- (6) 利用者は、修理ヤードでは火気を使用してはいけません。なお、喫煙は、所定の喫煙所で行うものとします。
- (7) 利用者が、火曜日等マリーナフロントの営業時間外に修理ヤードを利用する際は、事前に当社に申し込みを行い、当社の許可を得て利用することとします。

4 給油施設の利用については、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、給油に際しては、当社の指示に従い、タバコ等一切の火気を禁じ、エンジンを停止することとします。
- (2) 利用者は、艇の給油口付近に使用燃料の種類を表示することとします。
- (3) 利用者は、給油後のエンジン始動に当たっては、十分に注意することとします。
- (4) 利用者は、免税券の不正使用をしてはいけません。
- (5) 利用者は、給油後、速やかに給油施設付近から艇を移動させることとします。
- (6) 利用者は、給油する目的以外で、給油施設付近に係留しないものとします。

5 駐車場の利用については、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者は、当社に対し、年間駐車パスカードの発行を請求することができるものとします。発行は1契約に対し1枚とし、所定の料金を支払うものとします。
- (2) 年間駐車パスカードの有効期限は、年間駐車パスカードの発行日から翌年3月31日までとします。ただし、1月1日から3月31日までの間に年間駐車パスカードが発行されたときは、同年の3月31日までとします。
- (3) 利用者は、入場時に年間駐車パスカードにて入場処理をし、または発券される駐車券を受取り入場し、退場時は、入場車両で年間駐車パスカード、または駐車券にて精算し退場するものとします。
- (4) マリーナ内の第一駐車場は、土日祝日およびその前日の17時から契約者の専用駐車場となります。第一駐車場ゲートは契約者カードを用いて解錠するものとし、契約者は、契約者以外の車両を駐車させるなどの不正な使用をしてはいけません。
- (5) 利用者は、長期クルージングで、駐車場に1週間以上停車したままにする場合は、マリーナフロントに届けることとし、それ以外の事由で駐車場を1週間以上使用することはできません。
- (6) 大型バス、中型バス、特殊車両、工事用車両等の駐車については、事前に申請し、当社の承認を受けるものとします。
- (7) 精算時の不正が発見された場合には、当社は、警察に通報し、不正を行った者に対し、所定の利用料を徴収します。
- (8) 不審車両については警察に通報、移動できるものとし、移動に係る費用は当該車両所有者が負担するものとします。

6 会議室の利用については、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者は、会議室を利用する日の3か月前から、当社に対し、会議室の利用の予約を申請することができます。
- (2) 契約者以外の者は、会議室を利用する日の1か月前から、当社に対し、会議室の利用の予約を申請することができます。
- (3) 利用者は、当社に対し、所定の料金を支払うことで、会議室で使用する機材の貸し出しを受けることができます。

(出港、帰港方法および入退場処理)

第7条 出港、港内利用、修理ヤード入場の際には必ずマリーナカードでフロント棟にある受付機にて入場手続きを行い、棧橋ゲートおよび修理ヤードゲート付近にあるカードアンテナにて解錠し入場するものとします。

2 出港の際には必ず出港届を記入しマリーナフロントもしくは出港届ポストに提出することとします。

3 帰港後および港内利用終了後、修理ヤード退場後は必ず受付機にて退場処理を行うこととします。

第3節 マリーナカード

(マリーナカードの発行)

第8条 当社は、次の各号に掲げる者に対し、各号記載のマリーナカードを発行します。

- (1) 契約者 契約者カード
- (2) 共有者 共有者カード
- (3) クルー クルーカード
- (4) 登録業者 登録業者カード

(発行手数料等)

第9条 当社は、契約者に対し、契約者カードを無償で発行します。なお、契約者が法人の場合は、代表者に対し、契約者カードを発行します。

- 2 共有者カード・クルーカードの発行に関しては、契約者が、当社に対し、所定の料金を払うものとします。
- 3 ビジターは、当社に対し、サービスフロントにおいて、所定の料金を支払うことで、支払を行った当日の営業時間内に限り、入場カードが貸与されます。
- 4 ビジターが、入場カードを紛失した場合、当社に対し、所定の料金を支払うものとします。
- 5 登録業者は、当社に対し、所定の登録料を支払うものとします。

(マリーナカードの譲渡等の禁止)

第10条 マリーナカードは、マリーナカードに氏名・名称が印字された者のみが使用できるものとし、第三者に対し、譲渡または貸与してはなりません。

(マリーナカードの再発行・変更等)

第11条 契約者は、マリーナカードを盗難等により紛失した際は、当社に対し、所定の料金を支払いカードの再発行の申請を行うものとします。

(マリーナカードの返還等)

第12条 契約者は、マリーナ利用契約が終了したときは、当社に対し、発行された全てのマリーナカードを返還するものとします。

- 2 契約者は、共有者が共有持分を喪失したときまたはクルーが登録を抹消されたときは、当社に対し、それぞれ共有者カードおよびクルーカードを返還するものとします。
- 3 契約者は、共有者またはクルーに変更があった際には、当社に対し、改めてマリーナカードの発行を請求するものとし、変更前のマリーナカードは使用しないこととします。

第4節 マリーナ施設内の遵守事項、禁止事項

(事故防止等)

第13条 本規程に定める施設の利用者は、常に安全、事故防止および水域汚濁防止に留意し、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 出港前に必ず出港前点検を実施すること。
- (2) 火災防止のため、電気器具、溶接機その他動力等を使用して艇の修理等をする場合は、当社に届け出るとともに、修理ヤードを利用すること。
- (3) 艇を離れるときは、電源を切り燃料タンクのパルプ、コック等を閉じ、全ハッチを施錠し、船上や棧橋、修理ヤード等の施設内に物品等を放置しないこと。
- (4) マリーナ水域内では、港則法、海上衝突防止法に則り、他船に影響を与えない速度で操船すること。
- (5) マリーナ水域内では遊泳、魚釣、水上スキー等を使用しないこと。
- (6) 水域の汚濁防止には特段の注意を払い、油類等の流出を防ぐこと。また、塵芥類等は、当社が指定した所定の場所に捨て、絶対に水面に投棄しないこと。
- (7) 係留中は船舶トイレを使用しないこと。マリンセンター内または固定棧橋上などマリーナ施設内のトイレを使用すること。
- (8) 棧橋上に特殊小型艇、ゴムボート、セールロッカー、アイスボックス、給電コード、ホースコイル、バイク、自転車その他一切を放置しないこと。

2 利用者は、棧橋内では、小学生以下の児童には救命胴衣を着用させることとします。

(営業行為の禁止)

第14条 何人といえども、マリーナ内において、営業行為をしてはいけません。ただし、当社が事前に承諾した場合は、この限りではないものとします。

(無動力船による出入港の禁止)

第15条 何人といえども、当社の事前の許可を得ることなく、無動力船による出入港およびマリーナ内での航行はできません。

(禁止行為)

第16条 利用者は、マリーナ施設の利用に際し、他の利用者に迷惑となる以下の行為をしてはいけません。

- (1) 契約艇を住居、事務所または店舗として使用する行為。
- (2) マリーナ内において、花火の点火、焚き火等裸火を取り扱う行為。
- (3) 所定の区画以外の無断使用や他人の艇への無断侵入、他人の備品を無断で使用する行為。
- (4) マリーナ内に危険物（ガソリン・軽油・爆発物等）を持ち込む行為
- (5) 前各号のほか、他の利用者に迷惑となる行為

(その他の注意事項)

第17条 マリーナ利用者は、常に安全衛生に留意し、また、他者へ迷惑および損害を与えないよう、次のことを遵守

するものとします。

- (1) シャワーの使用に当たっては、清潔・整頓、温湯および消耗品類の節約に心がけること、ならびにシャワー室のロッカーキーをシャワー室外に持ち出さないこと。
- (2) 電気、水道等の使用に当たっては、節約に心がけること。
- (3) 他に迷惑を及ぼす異常な言動を厳につつしむこと。

第5節 その他

(マリーナ内での事故等に係る取扱等)

第18条 当社は、利用者の責に帰すべき事由による場合はもちろんのこと、台風・地震・津波等の天災地変・荒天・第三者の行為・不可抗力・電圧降下等その他乙の責に帰することができない事由によって生じた損害については、その責を負いません。

2 利用者が、港湾施設や他の船艇等に損害を与えたときは、遅滞なく、当社に届け出るとともに当該損害を与えた者がその責任において、その損害を賠償し、また紛争の解決に努めるものとします。

3 契約者は、強風、暴風、台風、大雨または波浪等の荒天が予想されるときは、速やかに艇の状況等を点検し、安全を確保するとともに、他の艇に被害等の影響を及ぼさないよう適切な処置を講じなければなりません。

(保険加入)

第19条 契約者は、事故による損害賠償に備えるため、予め適正な損害賠償保険に加入するものとします。

(規程等の遵守)

第20条 全てのマリーナ利用者は、「東京夢の島マリーナ施設利用規程」等の東京夢の島マリーナに関する諸規程ならびに港則法、海上衝突予防法および海上交通安全法等の海事法令を遵守するものとし、乗船者、同行者および保守管理を行なう者に対し諸規程を遵守させるものとします。当社が、諸規程を改正したときも同様とします。

(規程の改定)

第21条 この規程は、必要に応じて改定することがあります。その際は、東京都と協議の上改定するものとします。

2. 安全運航に関する規程

第1節 目的および定義

(目的)

第1条 この規程は、スバル興業株式会社（以下「当社」という。）が、契約艇の安全運航に関する事項を定め、マリーナ施設の円滑な管理・運営と契約艇のマリーナ施設利用、移動、航行等により発生する事故を防止し、当社と契約者その他のマリーナ利用者の安全と利便を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「東京夢の島マリーナ利用契約書」（以下「マリーナ利用契約」という。）における用語の定義と同一とします。

第2節 契約艇の使用

(契約艇の使用)

第3条 契約艇の使用に際しては、契約者、共有者、クルー、登録業者は必ずマリーナフロントにある受付機でマリーナカードにて入場手続きを行い、棧橋ゲートおよび修理ヤードゲート付近にあるカードアンテナにて解錠し入場するものとします。

- 2 契約者は、契約艇の使用により生じさせた事故の責任を、契約艇の使用者と連帯して負担していただきます。
- 3 夜間船内宿泊する者は、騒音防止等他艇に迷惑をかけないように努めるものとします。
- 4 契約者は、契約艇に当社の定めたステッカーを外部から見える位置に貼り付けること。
- 5 契約者は、契約艇に無線、電話（船舶電話・携帯電話）その他当社通信設備に適合する通信設備を設置しなければなりません。

第3節 出港・航行

(出港停止)

第4条 艇の運行に関し、当社が次の各号の出港停止の措置を講じるものとします。

(1) 気象・海象の状況により、危険が予想される次の場合。

- イ. 風速 東京港波浪観測所において瞬間最大風速 15m/秒以上
- ロ. 波高 新砂水門出口付近においてクルーザーヨットの場合 1.5m以上
ボートの場合 1.0m以上
- ハ. 視界 荒川河口付近において対岸800mの視界が得られない場合

- (2) 官公署の要請による場合。
- (3) 艇の整備不良、安全備品の不備・損傷、過少馬力機関等艇の欠陥が認められた場合、及び無免許等が認められる場合。
- (4) 前各号のほか、当社が人命尊重及び事故防止を主旨として、当社が判断した場合。

2 当社は、前号第3号に係わる艇の安全性を確認するため、利用者立ち会いのもと点検し、その改善が確認されるまで、艇の運航を制限できるものとします。

(出帰港・航行等)

第5条 船長は、出港に当たり次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 気象・海象その他の諸状況を把握して、自ら出航の可否を決定すること。
- (2) 出港、帰港の際は出港届、帰港届の手続きを必ず行うこと。
- (3) 出港届には必ず航行予定、全ての乗船者名、その他必要な事項を所定の書面に記入し、出港後は予定時間内に帰港するよう努め、その当日中に帰港届を提出すること。また、帰港時間の変更等があった場合には当社へ速やかに連絡すること。
- (4) 直近の海難を避けようとする場合等、やむを得ない事由のあるとき以外は夜間の航行は禁止されています。
- (5) 救命具、消火器、発煙筒等救難に必要な備品及び航海に必要な書類等を点検の上、搭載状況を確認するほか、エンジンの調子、船体の異常の有無、燃料等の確認を励行し、緊急用の連絡手段を携行すること。
- (6) 犯罪防止のため、身元不確実な者を乗船させないこと。
- (7) 艇の最大積載人員を超えて乗船させないこと。
- (8) 乗船中は救命胴衣を必ず着用すること。

(航 行)

第6条 港域（港則法に基づく港の区域、以下同じ）内を航行する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 右側通行を原則とし、周囲の船舶の動静に注意するとともに、安全距離300mを確保すること。
- (2) みだりに停船、着岸及び追い抜きをすることなく、常に徐行し、引き波を立てない程度の速力とすること。
- (3) 帆船は港内においては、推進機関を使用して航行することとし、帆走をしないこと。

2 マリーナ水域への出入港方法については、次の各号によるものとします。

- (1) 出入港は新砂水門方面のみとし、夢の島大橋方面への航行は禁止されています。
- (2) マリーナから荒川大橋までは、他の船舶に注意し一般船舶の通過を優先させること。また、荒川大橋通過までは、速度を制限すること。
- (3) 新砂水門付近及び荒川との合流点付近は、一般船舶の航行を優先し、特に荒川への合流点付近は接近する船舶に注意し、出船優先とします。また、工事等で航行制限がある場合には、警戒船等による指示に従うものとします。
- (4) 荒川は小型タンカー等の通行路であるので、常に右側端を航行し、他船への安全距離を保持すること。荒川を横断するときは、付近航行船舶に注意し最短距離で横断すること。
- (5) 東京都立若洲海浜公園にヨット訓練所が設置されているので、荒川河口付近では動力艇及びディンギーヨット

トの出入りに充分配慮すること。

- (6) 大型船舶通過時は、パイロットボートまたは、タグボートの指示に従うこと。
- (7) 新砂水門は、水門管理者により、定期点検、異常潮位の場合に閉鎖されることがあるので、当社の掲示板等に注意し、対応を誤らないよう充分配慮すること。
- (8) 出入港にあつては、東京東航路に合流する場合、又は東京東航路を横切の場合は一般船舶に注意して、その進行を妨げないこと。
- (9) マリーナと砂町運河との出入りに際しては、一般船舶、他のプレジャーボートに注意し安全な距離を保持すること。

3 禁止及び注意事項

- (1) 京浜港東京区港域内（以下、「港域内」という。）の航行は禁止されています。ただし、マリーナ水域への出入港または海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 港域内において、漁労・水上スキー・サーフィン及び遊泳等は禁止されています。
- (3) 港域内において、みだりに投錨することは禁止されています。
- (4) 海上公園水域及びヨット訓練水域への乗り入れは禁止されています。
- (5) 航路及びその周辺においては、投錨及び漁労は禁止されています。
- (6) 荒川放水路葛西橋上流の航行は禁止されています。
- (7) 危険物施設及びタンカー（危険物船舶）から30m以内において裸火（喫煙を含む）の使用または航行および停泊は禁止されています。
- (8) 緊急時を除き港湾施設への接近、上陸は禁止されています。
- (9) 工事・作業水域への立入り、および作業船のアンカーロープへの接触事故等に注意すること。
- (10) 大型船航行時は停泊し、あるいは徐行し、または進路を避けるなど、絶対接近しないように大型船優先に注意すること。
- (11) 一般営業船の航行を阻害しないよう注意すること。

（事故報告）

第7条 船長は、航行中に第三者（第三者には同乗者を含みます。）を死傷させたとき、操船中に第三者の物を破損したとき、航行中事故艇及び人身事故等を発見し又は救助を求められたなどのときには、マリーナに報告するものとします。

（捜索救助活動）

第8条 当社は、帰港予定時刻を著しく経過したにもかかわらず連絡のない等海難もしくは事故が予想されるとき、または海上事故発生の通報を受けたときは、直ちに海上保安部、財団法人日本海洋レジャー安全振興協会の運営するプレジャーボート救助事業（以下「BAN」という。）等の救助機関、(社)日本水難救助会等の救助組織等に通報し、救助または捜索を要請します。

その場合、これに要した費用は契約者に、負担していただくこととなります。

- 2 当社は前項の通報や要請に対し、またはその他の事由により官公署等から問合せがあったときは、官公署等に対し、出港届等の内容を開示する場合があります。

(賠償責任保険)

第9条 契約者は、契約艇の航行等の際の事故により生じた損害を賠償し、又は補償するため、賠償責任保険契約を、契約艇搬入時までに締結するものとし、当社に対しその保険契約締結後1ヶ月以内に、その保険証券の写しを送付するものとします。

第4節 契約艇の保守・管理

(契約艇の保守・管理)

第10条 契約者およびそのクルーは、契約艇の保守・管理を行い、契約艇の使用・航行の安全を確保しなければなりません。

2 当社は、契約艇および契約艇以外の艇の損傷防止、マリーナ内での安全確保等のため必要と認められるときは、契約者およびクルー、マリーナ利用者に対し、契約艇の移動、整備、舳いロープの交換、その他勧告を行う事ができるものとします。

また当社は、安全確保上及び棧橋工事等必要と認めた場合の措置として、契約艇および契約艇以外の艇の移動、作業等の措置ができるものとします。その場合、これに要した費用は、契約者またはマリーナ利用者に負担していただくことになります。また、その際の棄損、汚損、艇移動後の盗難等により生じた損害に対し当社は一切責任を負うものではありません。

3 当社は、海上保安部、その他関係官庁の要請等により、契約艇の移動要請等を行うことがあります。

4 潜水、その他特殊な方法で艇の保守・管理をしようとする時は、事前に関係各庁および当社に申請し、当社の承認を得るとともに、それに必要な所定の法令を遵守するものとします。

第5節 一般事項

(予備鍵の不保管)

第11条 当社は、契約艇のエンジンキー、キャビンキー等の予備鍵の保管を一切いたしません。

(規程等の遵守)

第12条 契約者とそのクルー、およびその同伴者は、この規程、その他マリーナの規程（以下「本規程等」という。）、港則法、海上衝突予防法、海上交通安全法等の海事法令等を遵守しなければなりません。

(規程の改正)

第13条 この規程は、必要に応じて改定することがあります。その際は、東京都と協議の上改定いたします。